

大名訪問看護ステーション 重要事項説明書

(訪問看護・介護予防訪問看護)

あなたに対する訪問看護サービスの提供開始にあたり、平成11年3月31日厚生省令第37号（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準）第74条、第8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

事業者名称	社会福祉法人ゆうなの会
主たる事務所の所在地	沖縄県那覇市首里大名町1丁目43番地2
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 玉城 篤子
設立年月日	昭和54年9月4日
電話番号	098-886-5070
ファクシミリ番号	098-885-1186
ホームページアドレス	http://yuunanokai.or.jp/

2. ご利用事業所

ご利用事業所の名称	大名訪問看護ステーション
事業所の種類・指定番号	指定（介護予防）訪問看護・4760190084
郵便番号・所在地	〒903-0802 沖縄県那覇市首里大名町1丁目43番地2
電話番号	098-886-5070
ファクシミリ番号	098-885-1186
開設年月日	平成10年10月1日
管理者の氏名	本田利美恵
サービス提供地域	那覇市、浦添市、南風原町
実施しているその他の事業	訪問看護（医療保険）、自立支援医療機関（育成医療・更生医療・精神通院）、沖縄県難病指定医療機関、指定小児慢性特定疾患医療機関、生活保護法及び中国残留邦人等支援法の指定医療機関、労災保険指定医療機関

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	社会福祉法人ゆうなの会が開設する大名訪問看護ステーションが行う訪問看護事業は、要介護状態・要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。
運営の方針	1. 訪問看護の提供にあたっては、主治医と密接な連携を取り、訪問看護指示書・居宅サービス計画書に基づき、訪問看護計画書を作成し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることとする。 2. 訪問看護の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、利用上必要な事項について、理解しやすいように指導または説明を行う。 3. 地域との結びつきを重視し、市町村等保険者、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの連携に努める。

4. 職員の職種、員数及び職務内容

職種	員数	職務内容
管理者	1人	従業者の管理及び指定訪問看護の利用の申し込みについての調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。
訪問看護師	4人	主治医の指示に基づき、①療養上の世話、②診療の補助、③リハビリ

	(常 勤 1 人) (非常勤 3 人)	リテーション、④家族支援等を行います。
--	------------------------	---------------------

5. 営業時間

営業日	月曜日から金曜日とする。ただし、国民の祝日及び国民の休日、年末年始（12月31日～1月2日）は除く。
営業時間	月曜日から金曜日の8：30～17：30とする。ただし電話等により24時間連絡（緊急時訪問看護）が可能な体制とする。

6. 提供するサービス内容

訪問看護ステーションの看護職は、利用者に対して、療養上の世話、診療の補助、リハビリテーションを行うほか、本人・家族への療養上の指導等を行う。

- (1) 病状・看護、健康管理
- (2) 清拭、洗髪・入浴介助・陰部洗浄など清潔の看護
- (3) 褥瘡や創傷の処置
- (4) 医療機器等の操作援助・管理
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア・緩和ケア
- (7) 食事、水分・栄養摂取の管理、排泄ケア
- (8) 服薬管理
- (9) 認知症や精神障害者の看護
- (10) 療養生活指導
- (11) 家族等の支援
- (12) その他医師の指示による診療の補助業務
- (13) 社会資源の活用

7. 利用料

指定（介護予防）訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働省が定める基準によるものとし、当該指定（介護予防）訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合に乗じた額とする。

その他の利用料については下記【2.2.利用料】にて定める額を徴収するものとする。

8. 緊急時等における対応方法

訪問看護師等は、利用者の病状の急変等が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師への連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講じるものとする。緊急時は24時間連絡対応（携帯電話での対応）及び必要に応じて訪問が可能な体制とする。また訪問看護師等は、緊急時にしかるべき措置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告することとする。

9. 秘密保持等

訪問看護師等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。また当該業務に従事した職員であった者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密も保持するものとする。事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書で得ることとする。

10. 記録の整備等

事業所は従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。また事業所は利用者に対する諸記録（①主治の医師による指示の文書、②（介護予防）訪問看護計画書、③（介護予防）訪問看護報告書、④提供した具体的なサービスの内容等の記録、⑤利用者に関する市町村の通知に係る記録、⑥苦情の内容等に関する記録、⑦事故の状況及び事故に際して採った処置等についての記録）を整備し、その完結の日から5年間保存する。また利用者又はその代理人の求めに応じ、これを開示し、又はその複写物を交付するものとする。

1 1. 事故発生時の対応

事業所は、利用者に対する指定（介護予防）訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

また事業所は、利用者に対する指定（介護予防）訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を行う。但し、利用者側に重大な過失がある場合は協議の上、損害賠償を減額又は免責することができるものとする。

1 2. 居宅介護支援事業者等に対する利益供与の禁止

事業所は、居宅介護支援事業者又はその従業者等に対し、利用者に対して当該事業所によるサービスを利用させることの対償として、金品その他財産上の利益を供与してはならない。

1 3. 身体拘束の廃止

事業所は、利用者又は他利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対する身体拘束その他の行動制限を行わないものとする。

事業所は、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、身体拘束等の内容、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、再検討記録等の整備や身体拘束等を行う場合の手続き等、厚生労働省策定の「身体拘束ゼロへの手引き」の内容を遵守し、適正な取扱いにより行うものとする。

1 4. 虐待防止

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止のための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待（身体拘束を含む）を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村又は地域包括支援センターに通報するものとする。

事業所は、身体拘束等は廃止すべきものという考えに基づき、従業員全員への周知徹底及び身体拘束等の研修を年1回以上実施する。

1 5. 認知症ケア

事業所は、認知症状のある利用者の個性を尊重するケアのため、次の取組みを行うものとする。

- (1) 利用者に対する認知症ケアの方法等について介護者に情報提供し、共に実践する。
- (2) 利用者に継続的に関わることで、様子や変化をとらえ、介護者や介護支援専門員等を通じて他のサービス事業者や医療機関と共有することで、よりよいケアの提供に貢献する。
- (3) 認知症に関する正しい知識やケアを習得し、専門性と資質向上を目的とした研修を実施する

1 6. 衛生管理等

事業所は、従業員の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努めるものとする。事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

17. 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の事業再開を図るための計画（以下「事業継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施するものとする。また事業者は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

18. ハラスメント対策の実施

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための指針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

19. 研修の実施

事業所は、看護師等の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務執行体制についても検証、整備する。

（！）採用時研修 採用後1か月以内

（2）継続研修 概ね月1回

20. 第三者による評価の実施状況

1 あり	実施日	
	評価機関名称	
	結果の開示	1 あり 2 なし
2 なし		

21. 苦情申立窓口

（1）苦情受付担当者

管 理 者 本田 利美恵

受付時間 8時30分～17時30分

電話番号 098-886-5070（内線1065）

（2）市町村・公的団体窓口

那覇市ちゃーがんじゅう課	所 在 地 那覇市泉崎1丁目1番1号 電話番号 862-9010 FAX 番号 862-9648 受付時間 9:30～17:15（月～金）
浦添市いきいき高齢支援課	所 在 地 浦添市安波茶1丁目1番1号 電話番号 876-1234 FAX 番号 876-5011 受付時間 8:30～17:15（月～金）12:00～13:00除く
沖縄県介護保険広域連合 業務課指導係	所 在 地 中頭郡読谷村字比謝缸55番地 比謝缸複合施設2階 電話番号 911-7502 FAX 番号 911-7506 受付時間 8:30～17:15（月～金）12:00～13:00除く
沖縄県国民健康保険団体連合会	所 在 地 那覇市西3丁目14番18号 電話番号 860-9026（FAX 兼用） 受付時間 9:00～17:00（月～金）

2.2. 利用料

	介護保険による訪問看護	医療保険による訪問看護
訪問看護を利用できる方	介護保険の被保険者で、要介護状態等の認定を受けて主治医が訪問看護の必要を認めた方	主治医が訪問看護の必要を認めた方 ① 介護保険の対象でない方 ② 介護保険の利用対象者のうち 厚生労働大臣が定めた疾患や状態の方（がん末期、急性増悪期など）

介護保険の訪問看護サービスの利用料（円）		1 割	2 割	3 割
20分未満／1回	3,140	314	628	942
30分未満／1回	4,710	471	942	1,413
30分以上1時間未満／1回	8,230	823	1,646	2,469
1時間以上1時間30分未満	11,280	1,128	2,256	3,384
理学療法士等による訪問の場合 （1回・20分につき）	2,940	294	588	882
加算				
早朝・夜間・深夜の加算※1				
早朝（6：00～8：00）	25／100			
夜間（18：00～22：00）	25／100			
深夜（22：00～6：00）	50／100			
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）※2 1月につき	6,000	600	1,200	1,800
緊急時訪問看護加算（Ⅱ）※3 1月につき	5,740	574	1,148	1,722
特別管理加算Ⅰ 1月につき	5,000	500	1,000	1,500
特別管理加算Ⅱ 1月につき	2,500	250	500	750
ターミナルケア加算 ※4	25,000	2,500	5,000	7,500
訪問看護サービス提供体制加算				
訪問1回につき	60	6	12	18
長時間訪問看護加算	3,000/回	300	600	900
複数名訪問加算 30分未満	2,540/回	254	508	762
30分以上	4,020/回	402	804	1,206
初回加算（Ⅰ） ※5	3,500	350	700	1,050
初回加算（Ⅱ） ※6	3,000	300	600	900
護体制強化加算（Ⅰ）※5 1月につき	5,500	550	1,100	1,650
看護体制強化加算（Ⅱ）※6 1月につき	2,000	200	400	600
その他の自己負担				
※支給限度額を超えるサービスは全額自己負担				

1、訪問看護サービス（介護）の利用料と自己負担額の目安

※1 1月以内の2回目以降の緊急時訪問看護については、早朝・夜間、深夜の加算を算定する。

※2・3 算定要件が基準を満たした場合

※4 算定要件が基準を満たした場合

※5・6 算定要件が基準を満たした場合

介護保険の介護予防訪問看護サービスの利用料（円）		1 割	2 割	3 割
20 分未満／1 回	3,030	303	606	909
30 分未満／1 回	4,510	451	902	1,353
30 分以上 1 時間未満／1 回	7,940	794	1,588	2,382
1 時間以上 1 時間 30 分未満	10,900	1,090	2,180	3,270
理学療法士等による訪問の場合 （1 回・20 分につき）	2,840	284	568	852
加算				
早朝・夜間・深夜の加算※1				
早朝（6：00～8：00）	25/100			
夜間（18：00～22：00）	25/100			
深夜（22：00～6：00）	50/100			
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）※2 1 月につき	6,000	600	1,200	1,800
緊急時訪問看護加算（Ⅱ）※3 1 月につき	5,740	574	1,148	1,722
特別管理加算Ⅰ 1 月につき	5,000	500	1,000	1,500
特別管理加算Ⅱ 1 月につき	2,500	250	500	750
訪問看護サービス提供体制加算				
訪問 1 回につき	60	6	12	18
長時間訪問看護加算	3,000/回	300	600	900
複数名訪問加算	30 分未満	2,540/回	254	508
	30 分以上	4,020/回	402	804
初回加算（Ⅰ）※3	3,500	350	700	1,050
初回加算（Ⅱ）※4	3,000	300	600	900
イ看護体制強化加算（Ⅰ）※5 1 月につき	1,000	100	200	300
その他の自己負担				
※支給限度額を超えるサービスは全額自己負担				

※1 算定要件が基準を満たした場合

※2・3 算定要件が基準を満たした場合

※3・4 算定要件が基準を満たした場合

※5 算定要件が基準を満たした場合

【実費自己負担額】

	介護保険による訪問看護	
超過料	介護保険支給限度額を超えた額（10 割）	
交通費	なし	
その他	エンゼルケア（死後の処置）	10,000 円（税込）
	（夜間・早朝・深夜）	12,000 円（税込）

【緊急時訪問看護加算とは】

- (1) 利用者又は、その家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある事業所で、看護師等が訪問看護を受けようとする者に対して、緊急時訪問を行う体制にある場合に加算するものである。
- (2) 緊急時訪問看護加算については、当該月の第1回目の介護保険の給付対象となる訪問看護を行った日の所定単位数に加算するものである
- (3) 当該月において緊急訪問を行った場合については、当該緊急訪問の所要時間に応じた所定単位数を算定する

なお、当該緊急時訪問を行った場合には、早朝・夜間・深夜の訪問看護に係る加算は算定できないが、1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間・深夜の訪問看護にかかる加算を算定する。

【ターミナルケア加算とは】

ターミナルケア加算を受ける利用者について 24 時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて、指定訪問看護を行うことができる体制を整備している事業所である。

- (1) ターミナルケア加算については、在宅で死亡した利用者の死亡月に加算することとされているが、ターミナルケアを最後に行った日の属する月と、利用者の死亡月が異なる場合には、死亡月に算定する。

【複数名訪問看護加算とは】

同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して指定訪問看護を行うことについて利用者又はその家族等の同意を得ている場合、複数名訪問加算として算定する

具体的には下記のいずれかに該当するとき

- (1) 利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合
- (2) 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- (3) その他利用者の状況等から判断して、(1)または(2)に準ずると認められる場合

【看護体制強化加算とは】

在宅における、療養生活に伴う医療ニーズの高い利用者への対応を強化する視点から充実したサービスを提供できる体制が整った事業所を評価するものです。

イ 看護体制強化加算 (I)

次のいずれにも適合すること

- (1) 算定日が属する月の前6月間において、指定訪問看護事業所における利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が100分の50%以上であること。
- (2) 算定日が属する月の前6月間において、指定訪問看護事業所における利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が100分の20%以上であること。

(3) 算定日が属する月の前12月間において、指定訪問看護事業所におけるターミナルケア加算を算定した利用者5名以上であること。

(4) 看護職員の割合：(介護予防)訪問看護の提供にあたる従業員の総数に占める看護職員の割合が6割以上であること

ロ 看護体制強化加算 (II)

次のいずれにも適合すること

(1) イ(1)(2)(4)のいずれにも適合すること

(2) 算定日が属する月の前12月間において、指定訪問看護事業所におけるターミナルケア加算を算定した利用者1名以上であること。

令和 年 月 日

(ご利用者) 私は訪問看護サービスの内容について、重要事項説明書に基づいて説明を受け、内容に同意し、重要事項説明書を受領しました。

利用者 住所.....

氏名.....印.....

代理人 住所.....

氏名.....印.....

(続柄)

(事業者) 当事業者は、利用者に対する訪問看護サービスの提供にあたり、ご利用者にサービス内容を重要事項説明書に基づいて説明いたしました。

訪問看護事業者 沖縄県那覇市首里大名町1丁目43番地2

社会福祉法人 ゆうなの会

理事長 玉城 篤子

説明者 大名訪問看護ステーション

()